

特定非営利活動法人長浜市民国際交流協会と滋賀文教短期大学との協力に関する連携協定書

特定非営利活動法人長浜市民国際交流協会（以下「甲」という。）と滋賀文教短期大学（以下「乙」という。）とは、甲と乙との協力の拡充に関する基本的事項を定め、もって地域の異文化交流及び相互の発展に資するため、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙との連携、相互協力の充実等により、当該事業の円滑かつ効果的な実施に資することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、主に次に掲げる事業の計画、実施等について双方の合意のうえ連携し、協力するものとする。

- （1） 甲の異文化交流事業に関すること
- （2） 乙の教育研究活動に関すること
- （3） その他甲及び乙が協議して必要と認めること

（経費負担）

第3条 第2条にかかる経費の負担については当事者負担とし、その都度協議する。

（協定期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日から1年間継続するものとし、その後期間満了3ヶ月前までに申し出がないときはさらに1年間その期間を延長し、以降この例によるものとする。

（連携協議）

第5条 本協定の目的の達成に向け、適宜協議を行うこととする。

（協定の改廃）

第6条 本連携協定書の改廃にあたっては、甲乙協議のうえ行うものとする。

（定めのない事項）

第7条 この協定に定めるものの他、甲と乙との連携、協力に関し必要な事項については、両者合意のうえ別に定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和2年4月1日

甲 特定非営利活動法人 長浜市民国際交流協会 理事長 松井 善和



乙 学校法人松翠学園 滋賀文教短期大学 学 長 松本 英文

